

令和6年度第3回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和7年1月29日（水）14時00分～16時00分
会 場 浦和コミュニティセンター 第15集会室

【出席委員（敬称略）】

池田 晃一、石山 麗子、板倉 小恵理、鶴籠 雅之、江口 裕樹、大麻 みゆき、
長田 恭子、川嶋 啓子、笹川 裕之、武井 伸太郎、多田 功文、中山 勉、
新泉 真砂子、齋島 孝雄、伴 茂之、巻 淳一、森本 剛、吉田 正信

【事務局】

いきいき長寿推進課：岩瀬参事兼課長、小池地域支援係長、松尾介護予防係長、大西主査、
土屋主任、重吉主任、鹿島主事

高齢福祉課：関谷課長補佐兼在宅事業係長

介護保険課：山田課長

区高齢介護課：原田課長（西区）、石渡課長（北区）、
山岸課長補佐兼介護保険係長（大宮区）、井上課長（見沼区）、
増田課長（中央区）、飯塚課長（桜区）、宮嶋課長（浦和区）、
嚮田課長（南区）、熊倉課長（緑区）、小野課長（岩槻区）

【傍聴人】 2名

【議事概要】

1. 開会	
	事務局より、配布資料の確認。 ・次第 ・令和6年度第3回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料 ・令和6年度第3回さいたま市地域包括支援センター運営協議会当日配布資料 事務局より、開会にあたり、本協議会の目的等について説明。
2. 挨拶	
長寿応援部参事兼 いきいき長寿推進課長	挨拶
3. 議題	
議長	本会議の公開。

	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人の人数を10人と定め、傍聴は先着順に許可する。 ・2人の傍聴人入場
議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について	
事務局 (介護保険課)	介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しているが、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所へ委託可能であるため、本協議会へ承認を求めるものである。今回承認を求める居宅介護支援事業所は、資料12ページに記載の6事業所。
議長	議題（1）について意見、質問はあるか。
各委員	(意見・質問なし)
議長	議題（1）について承認してよいか。
各委員	(異議なし)
議題（2）さいたま市地域包括支援センター運営要綱の改正について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	令和6年度第1回の本協議会において、地域包括支援センター業務評価に係る対応として、今年度中に「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針」を示すこととしていた。これに係る対応として、各指定都市への状況調査などを実施した上で、本市の地域包括支援センター運営要綱を改正する。運営要綱第5条第6号に、委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保に関する内容を追記する。また、議題（3）においても説明するが、さいたま市地域包括支援センター運営方針へ本改正内容を反映し、本市の指針としたい。なお、第4条については、介護保険法改正により条文の参照先に変更がされているため、所要の改正を併せて行うもの。本要綱の施行日は令和7年4月1日としている。
議長	議題（2）について意見、質問はあるか。
各委員	(意見・質問なし)
議長	議題（2）について承認してよいか。
各委員	(異議なし)
議題（3）令和7年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	地域包括支援センターの運営方針は、運営において求められる、基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にし、業

	<p>務の円滑かつ効率的な実施、及び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしている。</p> <p>令和7年度の変更点は5点。</p> <p>1点目は、運営方針表紙の年度を修正した。</p> <p>2点目は、「6. 一般介護予防」について、一部文言の修正をした。</p> <p>3点目及び4点目は、「8. 認知症高齢者等支援」について、認知症基本法の部分を法の施行に伴い、正式名称に修正した。また、認知症フレンドリーまちづくりセンターが令和6年7月に開設したことから、センター間の連携によるチームオレンジの推進について追記した。</p> <p>5点目は、「2. 公正・中立性の確保」について、議題（2）で説明したとおり、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務を一部委託する場合の事業所選定について、特定の事業所に偏らず、公正・中立性の確保に努めるよう追記した。</p> <p>本協議会終了後に、国の通知等により運営方針を改正する必要がある際には、石山会長へ相談のうえ、改正対応とさせていただきます、次回の本協議会において報告する。</p>
議長	議題（3）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	議題（3）について承認してよいか。
各委員	（異議なし）
議題（4）令和6年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局 （西区高齢介護課）	<p>西区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、「令和6年度上半期地域包括支援センター事業実績について」、総合相談の件数は増加傾向となっており、退院に向けての相談や運動をしたい、介護保険の申請やケアマネジャーの紹介、住宅改修などが多くなっている。電話以外に来所相談も増加している。開催した地域支援会議では、中学生対象に認知症サポーター養成講座の回数増の要望や包括のケアプラン作成業務増加により他の業務の縮小について心配という意見や、移動支援については馬宮地区で市の補助事業を利用し実施しているが、車両やドライバー不足などもあり、他地区での実施に課題がある。また、自治会や地域活動については担い手不足や地域のつながりが希薄になっている、などの意見があった。</p>

	<p>また、介護予防ケアマネジメント業務に関して、委託先が少なく包括が担当する件が数増加。包括業務との両立が大変になっているとの意見があった。委員からは、人口減少する中で要介護高齢者が増加、ケアマネ人材不足もあり委託件数が減る一方、支援の件数が増える現実があるが、市では何か策もしくは予定があるか、などの意見があった。</p> <p>2点目は、「地域支え合い推進員の活動報告について」、区役所ロビーで地域活動の展示会を開催した。百歳体操参加者が増加傾向であり、活動回数や場所を増やした。また、サロンに薬剤師や理学療法士の派遣を実施した。</p>
<p>事務局 (北区高齢介護課)</p>	<p>北区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、「2 令和6年度上半期事業報告について」、北部圏域からは、百歳体操の通いの場が上半期だけで3か所発足できた。東部圏域からは、認知症サポーター養成講座が、年4回開催予定のところ上半期だけで9回開催した。西部圏域からは、お役立ち講座に何度も参加された方もおり、包括と繋がりができ、包括の活動に参加いただける方、市の介護予防事業参加につながった方もいた。などの報告があった。委員からは、「昨年はまだコロナの余韻があり、アプローチしても結果がでなかったが、今年はそれまでのアプローチが生きてきているように感じる。」という意見があった。</p> <p>2点目は、「5 その他」において、「利用者のご家族から暴言など、ケアマネや包括へのカスハラがあり、体力的にも精神的にも負担になっている。」との報告があった。委員からは、「包括をよく理解していない方がいるというのも、そうなる理由の一つとして考えられ、包括がどういう活動をしているのか、認知度を向上するというのも課題と考える。」という意見があった。</p>
<p>事務局 (大宮区高齢介護課)</p>	<p>大宮区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「令和6年度各地域包括支援センターの上半期事業報告」から、地域支援個別会議及び地域支援会議から見てきた、「あったらいいな」と思われる社会資源やしぐみについて。「移動販売車の導入を検討するにあたり、移動販売事業担当者自身にも地域支援会議に出席してもらい、顔が見える関係で話し合いが行えるとよい」等、多くの意見をいただいた。</p> <p>2点目、「令和6年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）上半期活動報告」から、「小中学校訪問を積</p>

	<p>極的・継続的に行った結果、中でも大宮南中学校では3年連続で認知症サポーター養成講座を実施し、概ね全校生徒が認知症サポーターとなったこと」、「地域の老人クラブである大成シニアクラブから要望を受け、理学療法士会と連携し、地域の自主活動に繋げるべくいきいき百歳体操体験会を開催し、実際に自主グループが立ち上がったこと」、「有料老人ホームそんぼの家大宮をはじめ、区内の介護事業者から活動場所提供のお申し出をいただいていること」、「学校関係者、ソフトバンク株式会社、認知症フレンドリーまちづくりセンター等と多種多様な連携をし、ペッパー君を活用した認知症サポーター養成講座を開催出来たこと」等の報告があった。</p> <p>3点目、「その他」から、「歩いて行ける範囲に通いの場を～活動場所を探して～」というテーマで意見をいただいた。</p> <p>高齢者施設理事長の立場から、「施設の一部を地域に開かれたスペースとして活用したいと考えている」「高齢者施設では、地域住民との繋がりが非常に重要であると認識している」との意見があった。自治会長の立場から「自治会館を開放し、自由に過ごせる場所として活用したいと考えているが、新型コロナウイルス感染症の影響から実現困難となっていた。地域の高齢者が気軽に集まれる場所として提供することを目指したい」との意見があった。</p>
<p>事務局 (見沼区高齢介護課)</p>	<p>見沼区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「令和6年度、上半期事業報告」において、「ケアマネジャー不足による影響」が各圏域に共通した課題として報告されている。介護予防ケアマネジメントへの対応件数が増加している中で、慢性的にケアマネジャーが不足しているため、委託先となる居宅介護支援事業所を探すことに多くの時間を費やさざるを得ない状況となっている。また、包括が作成する介護予防ケアプランの件数も増加傾向にあり、居宅介護支援事業所の閉鎖やケアマネジャーの退職等により、委託ケースが包括に戻されている状況も多く、今後も包括の担当となるケースが増加することが想定される。加えて、昼夜を問わない家族からの攻撃的な過大要求などのカスタマーハラスメントも増えており、対応者の疲弊に加え、離職にも繋がっているため、対応マニュアルの策定や研修の実施等、あらかじめ対策を講じておくことが重要となってきている。「地域支援会議及び協議体からの報告」の中</p>

	<p>でも挙げられているが、ケアマネ不足などの要因から、包括全体の業務量が増えてしまい、地域活動を縮小せざるを得ず、包括の業務運営の低下が懸念されている。</p> <p>2点目は、「地域支援会議及び協議体からの報告」の中で、「高齢者の見守り予防支援」の必要性が取り上げられている。単身高齢者世帯においては、介護や医療だけでなく、孤立の問題や認知機能低下に伴う意思決定の支援が求められている。しかし、成年後見制度等の内容や利用方法があまり認知されていないため活用されず、対応の遅延により困難ケースに発展する事案も増えている。そこで、区役所に来庁された市民に成年後見制度を知っていただくため、成年後見制度を紹介するアニメーション動画を区役所ロビーで放映した。また、在宅療養高齢者の7割は低栄養といわれており、栄養確保について、インターネット上に公開されている埼玉県栄養士会が作成した簡単に作れるフレイル予防のレシピを、地域の方へ栄養に関する情報として伝える手段を検討いただけないか、との意見があった。</p> <p>3点目は、「介護予防のための地域支援個別会議について」、「高齢者の移動支援」が地域課題として挙げられている。例えば、家族の送迎がないと通いの場に行くことができず、結果として、通いの場に行けないから、送迎付きのデイサービスを利用せざるを得ない状況や、気軽に買い物へ行けないため訪問介護に頼ってしまう。といった方もいた。その他、コミュニティバスに関しては、発着時間やルートが決まっているので、使いたい時に使えず不便さを感じている。乗合タクシーに関しては、自宅前や自宅から近い場所から乗降できるようになれば、利用率も上がるのではないかと、この意見をいただいております、引き続き、高齢者が利用しやすい移動手段の導入と充実を図っていく必要がある。</p>
<p>事務局 (中央区高齢介護課)</p>	<p>中央区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、「令和6年度地域包括支援センター上半期運営状況報告」に関して、両包括ともに介護予防ケアマネジメントの件数は増加しているが、業務委託できる事業所が減少しており、包括の業務負担に大きな影響を及ぼしている。地域のケアマネジャー不足に加え、委託料の単価が低いため、要支援のケースを引き受けてもらえない傾向が強まっている。</p>

	<p>2点目は、「個別事例から見える地域課題」に関して、権利擁護のケースの特徴として「男性」「独居」「認知症」「適正な金銭・財産管理を行える人がいない」ということが挙げられた。委員からは、認知症の場合「初期集中支援チーム」を利用することで、地域包括支援センターだけで問題を抱え込まずに進めることができるという意見があり、「初期集中支援チーム」をうまく活用することが推奨された。</p> <p>3点目は、「令和6年度上半期地域支え合い推進員活動状況」に関して、北部圏域では、イオンモール与野との共催イベントで介護予防関連事項や地域包括支援センターの周知ができた。また、それぞれの包括から地域活動の情報提供を行うことで、テレビや新聞社からの取材を受けるなど、介護予防や包括を周知するための工夫が見られた。委員からは、地域包括支援センターをさらに周知する場として、観客動員数が多い区のお祭りを活用するよう提案があった。</p>
<p>事務局 (桜区高齢介護課)</p>	<p>桜区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、「2 令和6年度 上半期一般介護予防事業の実施状況」に関して、今年度は一般介護予防事業「ますます元気教室」を近隣に公民館がない白楯・在家地区の方が教室に参加できるよう、「文明堂あおぞらカフェ」で初めて実施したが、多くの方に参加いただき、高い満足度を得ることができた。</p> <p>2点目は、「4 地域包括支援センターにおける地域課題」について、北部圏域・南部圏域どちらの地域包括支援センターからも、センター職員の人員不足やケアマネジャー不足についての報告があった。地域包括支援センター職員の募集をしても、なかなか採用に至らない現状から、このような状況が続くようであれば、事業の縮小等も考えていただきたいという意見があった。また、東京都で始まった介護職員等の処遇改善を図り、確保定着に向け支援する事業があるため、埼玉県に住みながら、東京都で働くケアマネジャーが増えてしまうのではないかと懸念や、本市も追随するかたちで加算等やっていかないと厳しいのではないかと報告があった。委員からは、ケアマネジャーの処遇改善に関して、独自施策の実施について検討してほしいという意見があった。</p>
<p>事務局 (浦和区高齢介護課)</p>	<p>浦和区連絡会の主な報告は3点。</p>

	<p>1点目は、「1 令和6年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について」、総合相談件数が増加しており、高齢者虐待などの困難事例が増え、1件に対して何度も相談に応じていることや、消費者被害に関する相談が増えているとの報告があった。介護者サロン等については、どの圏域においても力を入れ、男性だけの介護者サロン、ダブルケアカフェ、オレンジカフェの定期開催、健康や学習を取り入れたサロンを開催するなど、工夫を凝らして開催しているとの報告があった。認知症高齢者への支援としては、チームオレンジの新規発足や、認知症フレンドリー企業を誘致したとの報告もあった。引き続き、自治会、民生委員へ依頼し、連携して取り組んでいきたいとの目標が示された。</p> <p>2点目は、「2 令和6年度各地域支え合い推進員の上半期活動報告について」、どの圏域の推進員も、ますます元気教室へ参加し、百歳体操自主グループの新規立ち上げや既存の自主グループの支援活動を継続しているとの報告があった。その他、地域リハビリテーション活動支援事業を活用したフレイル予防のサポートを実施したことや病院の予約やネットスーパーでの購入方法に対応できるスマホ教室の開催の要望に対応していきたいとの報告があった。</p> <p>3点目は、「5 議題 認知症の人も含めた共生社会（地域）作りについて」、本市の認知症施策の基本的な考え方と4つの施策の説明の後、地域包括支援センターから「チームオレンジ」の立ち上げ状況やチームオレンジとして、実際に認知症本人も交えたオレンジカフェでの具体的な活動状況の報告があった。委員からは、おれんじパートナーとなり、地域で認知症の人や家族を支えたいけれど、どこに相談すればよいのかという意見があり、これについては地域包括支援センターへ相談でき、ともに取り組んでいこうとの方向性が示された。</p> <p>また、認知症対策は、行政、地域包括支援センター、地域が連携し合い、取り組んでいかなければならない地域課題との共通認識が図られた。</p> <p>以上3点の他に、行政や地域包括支援センターが取り組んでいる介護予防教室に参加できていない人にどのように関わっていくのか検討してほしいとの意見があった。</p>
<p>事務局 (南区高齢介護課)</p>	<p>南区連絡会の主な報告は4点。</p>

	<p>1点目は、第1回運営協議会報告と上半期事業報告に関して、地域包括支援センターの業務、特に介護予防ケアマネジメントに対する負担が急増していることについて、本市において効果的な対応をお願いしたいという声が上がっている。相談業務の委託化が可能になっており、効果的な対応をお願いしたいとの要望があった。ケアマネジャー不足の深刻化も包括の負担増大の大きな要因となっており、改善のためにはケアマネジャーの処遇改善が必要という意見があった。</p> <p>2点目は、上半期事業報告に関して、地域に埋もれている認知症高齢者を地域の中で発見する必要があるが、定期的な受診が途切れることも認知症が始まったサインの一つと考えられるため、医療関係者に協力をお願いできないかという意見があった。</p> <p>3点目は、上半期地域支援会議に関して、移動支援について、徒歩であればボランティアで対応できるが、車両を使つてとなると公的なサービスを提供してもらいたいという要望や、高齢者の見守りについて、電気・ガス・水道会社や新聞屋、お弁当屋さん、近所の方等の力を借りて安否確認をしていくことが必要、チームおれんじの活動にも期待したいといった意見があった。</p> <p>4点目は、高齢者生活支援体制整備事業に関して、ラインワークスの活用についての報告があった。ラインワークスの活用により地域の社会資源を介護関係者に迅速かつ分かりやすく情報提供することができるようになった。また、今後は医療関係者にも広げていく予定とで、ラインワークスは多職種連携を進めていくうえでも役に立つツールになることが見込まれる。</p>
<p>事務局 (緑区高齢介護課)</p>	<p>緑区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、介護者サロンについて、民間の事業所でサロンの会場をお借りできることとなり、参加者を増やすことができた。サロン会場に限らず、様々な事業で各地域の方が参加できるよう今後も会場探しについては取組を進めていく。</p> <p>2点目は、今後の課題について、地域支え合い推進員からの今年度上半期の報告の中で、自主活動グループのリーダー役の方が不足している、いつも同じ顔触れの方しか参加していないということが課題となっている。地域活動に興味を持っている住民を発掘したり、地域活動に興味を持ってもらえるような事業を実施したりすることで、様々な状況に置かれている住民に地</p>

	<p>域活動への参加を促すことができると考え、その裾野を広げる活動を地道に続けていくという報告があった。</p> <p>3点目に、委員長から各事業の周知方法の取組についての意見があった。各事業の周知については、広報誌、郵便局や病院、各店舗や事業所などで行っている。周知方法については今後もインターネットの活用など、他の手法も含め検討していく。</p>
<p>事務局 (岩槻区高齢介護課)</p>	<p>岩槻区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、上半期介護予防事業及び岩槻区の地域課題解決に向けた検討・取組に関して、「介護予防のための地域支援個別会議」の事例から見えた「高齢者の食事にはたんぱく質が足りない」という岩槻区の地域課題に対し、令和6年1月から「ますます元気教室」においてフレイル予防に関するチラシ(国保年金課作成)を活用・配布し、たんぱく質に関する周知を引き続き行っている。今年度は1コース目終了時に実施したアンケートで、参加者の8割以上が「理解できた」、「たんぱく質を意識した食事をしたい」と回答しており、自由記載においては、「日頃の食事を見直す機会になった」との前向きな意見があった。</p> <p>2点目は、岩槻区におけるオーラルフレイルへの取り組みについて、岩槻区独自の健口教室として「岩槻はつらつ教室」を開催し、各自主グループにおいて保健センター所属の歯科衛生士の協力を得て「オーラルフレイル講座」も実施中している。これら2点の取組について、委員からは栄養やお口の健康について学べるとても良い機会なので継続してほしいという評価や、教室に参加できない方や、必要性を感じていない方々に対するアプローチ方法を模索する必要がある旨の意見があった。更に、様々なデータが収集出来てきているところだが、更なる分析を進めることで、属性が重なったところに潜んでいるハイリスク者を発見できる可能性がある旨の助言があった。</p> <p>これらの意見については、今後各圏域の地域包括支援センターと共にJAGESのデータの有効活用等ができないか、検討していく。</p>
議長	議題(4)について意見、質問はあるか。
伴委員	ケアマネジャーの人材不足が起きると地域包括支援センターの業務や運営が成り立たず、介護サービスも受けられない状況に陥ってしまう。西区連絡会の報告でも議題として上がってい

	<p>るが、国の施策に頼るだけでなく、本市としても取組みが必要と考えるが、検討状況はどうか。</p>
<p>事務局 (介護保険課)</p>	<p>本市としては、国の制度設計に対して意見すべく、今年度2度国への要望活動を実施しているが、本市独自の給付等の施策には至っていない。ケアマネジャーに対する東京都の取り組みや支援の状況等は把握している。また、ケアマネジャーだけでなく、介護業界全体の人材不足としても課題認識しており、全体を視野に入れ対応が必要と考えている。</p>
<p>伴委員</p>	<p>介護業界全体としても人材不足だと思うが、ケアマネジャーの現状が改善されなければ、市民の方々が介護サービスを受けられなくなるため、特に重要と考えてほしい。</p>
<p>事務局 (介護保険課)</p>	<p>居宅サービス等については、処遇改善加算が一本化され報酬にまで改善が反映されるようになったものの、ケアマネジャーについては対象となっていないため、対策が必要と考えている。</p>
<p>靄島委員</p>	<p>各区からの報告事項の中で、ケアマネジャーの人材不足をはじめ各区共通している内容については、市としての方向性や、優先的に解決すべき事項などを整理するべきではないか。</p>
<p>事務局 (介護保険課)</p>	<p>委員ご指摘のとおり、各区において共通している内容については、市全体の課題として認識し、市として対応すべきものとする。</p>
<p>新泉委員</p>	<p>センターの人員が不足し業務がひっ迫しているため、圏域を跨いだ人員配置や、ケアマネジャーの業務内容で可能な事務作業等は他へお願いすること、業務にAIを活用するなどセンター業務の負担軽減となるような方策を検討してほしい。</p>
<p>多田委員</p>	<p>ケアマネジャー及びセンターの業務状況等について、報告する。報告内容にあったが、桜区北部圏域では、職員が介護予防ケアプランの作成を1人あたり100件以上担当している。他のセンターへ聴取したところ、他の業務との兼ね合いを考えるとプラン作成については1人あたり15件程度が適正な担当数で、25件を超えてくると相談業務や地域活動等の他の業務に対応できなくなる。そのため、現時点で当該センターの業務は限界を超えている状況といえる。居宅介護支援事業所が介護予防ケアプランの委託を受託しない理由としては、各事業所においても人員が不足している上に、プランの料金設定が非常に安いことが原因である。直近の制度改正で1,000円ほどプラン料を上乘せできることとなり、5,000円の報酬が受けられることとな</p>

	<p>ったが、本市において算定している事業所はほとんどない。やはり、本市独自のインセンティブがないと介護予防ケアプランを受託する事業所が増えないため、センターの業務がひっ迫している状況は改善されない。当日配布資料に記載があるとおり、職員の欠員が10センター発生している状況を鑑みると、本市としてケアマネジャーの処遇改善に係る施策を検討してほしい。</p>
議長	<p>共通認識を持つことは重要であるため、業務状況について詳細にご報告いただき感謝する。</p>
川嶋委員	<p>いきいき百歳体操等様々な介護予防事業が立ち上がっている。このような事業へ栄養士会が出向き、栄養の重要性について啓発できると良いと考える。区によって、主催者の栄養に関する意識に違いがあり、各区での事業内における啓発状況にばらつきがあるため、重要性について共通認識をもっていただき、各圏域において統一的に啓発できることが望ましい。</p>
武井委員	<p>各圏域において総合相談や介護予防事業の件数が増えており、これは評価すべき事項である。リハビリテーション専門職の派遣依頼を受けているが、以前はセンター職員の提案からの依頼がほとんどであったものが、最近では市民の方々からの具体的な声・要望からの派遣依頼を受けることも多くなっており、市民の方々の意識が高まってきているという印象である。このような地域のニーズに対応するためにも、センターの人員体制や運営体制の確保は重要となるため、引き続き検討をお願いしたい。</p>
鵜籠委員	<p>西区連絡会の報告の中にもあるが、相談対象者やその家族が精神疾患を患っていたり、ヤングケアラーからの相談であったりと、多様化・複雑化した相談事例が増加している。地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口ではあるが、この場合対応すべき窓口はどこかという問題がある。地域活動の支援についても同様に福祉部門との連携が必要である。地域共生社会の実現のため、年齢や相談内容を跨いだ対応が必要となるため、センターへ障害や子育てに関する専門員を配置するなどの体制整備を検討してほしい。</p>

事務局 (いきいき長寿推進課)	現段階において、センターへ障害や子育てに関する職員配置予定はない状況である。相談内容の多様化・複雑化の傾向については認識している。個別の援助困難ケースについては協議の場として、既存の会議体などで関係機関と連携して対応している。引き続き関係機関連携のうえ、組織として対応したいと考える。
江口委員	個別の援助困難ケースに関する会議体の名称はなにか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	地域ケア会議として実施されている地域包括支援センター主催の「援助困難ケースのための地域支援個別会議」のほか、区役所等において必要に応じてケース検討会議が開催されているものと認識している。
江口委員	それらの会議体へ、専門職等の助言者は派遣されるか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	当該会議について、市として助言者の派遣制度は整備されていないが、地域包括支援センターにおいて、関連する必要な助言者を依頼しているものと認識している。
江口委員	区からの報告にもあるが、介護事業所におけるカスタマーハラメントについて市としての考えや対応方針はあるか。
事務局 (介護保険課)	社会福祉協議会を通じて居宅介護支援事業所向けに研修を行っており、その中で一部カスタマーハラメントに関する内容が含まれている。
新泉委員	各区において百歳体操等の介護予防に係る事業が実施されており、高齢者の方々の健康に対する意識の向上が伺える。ただし、会場に来ることが難しい方もいるため、自分の健康だけでなく困っている方々が助け合えるような仕組みがあるとよいと考える。また、小中学校の認知症サポーターが増えたという報告があり嬉しく思う。未来を担う子どもたちにも地域の活躍の場が同様にあるとよい。
伴委員	桜区北部圏域彩寿苑の業務継続が困難な状況と伺っているが、原因と今後の対応はどうなっているか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	後ほど報告予定であったが、現在当該センターに欠員が発生している状況である。受託法人に対し人員配置計画等について定期的にヒアリング等を実施し改善を求めていたものの、人員確保が困難な状況が続いており、令和7年度中に業務委託契約の受託を終了したいとの申し出があった。今後の対応としては、現

	<p>在令和7年度中の受託法人変更に向け、新規受託法人の公募を実施している。応募法人の選定を行った後に新規受託法人と契約し、新・旧受託法人との引き継ぎ期間を設けた上で、令和7年度中に新規センターを開設予定である。</p>
4. 報告	
報告(1) 令和6年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について 等	
<p>事務局 (いきいき長寿推進課)</p>	<p>91ページから95ページまでの資料については、地域包括支援センターが中心的に実施している4大業務について、関係項目の数値をまとめたもの。</p> <p>91ページ・92ページの「1 総合相談支援業務」については、総合相談の件数は、やや増加傾向で、地域支援個別会議の開催回数は減少している。これは、本市で毎年度方針を定めている「さいたま市地域ケア会議の運営方針」に規定している、地域支援個別会議の開催回数について、令和5年度までは圏域ごとに年8～10回の開催であったところ、令和6年度から、概ね年7回へと改定したことによるものと推測される。</p> <p>92ページ・93ページの「2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」について、個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数は増加している。「ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導」、次ページの「ケアマネ会議の開催」についてはやや減少し、「関係機関等との連携」の項目についてはやや増加している。総合的なケアマネジメント支援業務についても、適宜問題なく行われているものと考えている。</p> <p>93ページ・94ページの「3 権利擁護業務」については、高齢者虐待、困難事例の対応件数は、やや減少している一方で、成年後見制度の対応及び消費者被害の防止にかかる対応件数については、5割程度増加している。これは特定の圏域において、困難事例に係る実人数及びそれに対応する相談件数が増加したものの。</p> <p>94ページ・95ページの「4 介護予防ケアマネジメント業務」については、要支援者に対する介護予防支援作成件数、事業対象者に対するケアマネジメント作成件数ともに大きな増減なく推移している。</p> <p>96ページ以降は、地域包括支援センターごとの数値内訳を資料としている。それぞれの詳細については、各区で開催したさい</p>

	<p>たま市区地域包括支援センター連絡会でも報告等がなされている。</p> <p>100ページからは、令和6年度上半期分の地域包括支援センター介護者サロン実施状況の一覧である。介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場のものや、認知症の人本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、本一覧表に記載されている介護者サロンは地域包括支援センターにおいて実施しているものである。令和6年度については、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行されたことなどもあり、各地域包括支援センターにおいて開催場所や内容など工夫を凝らした取組を進めているものと認識しており、開催回数についても概ね横ばいの数値となっている。</p> <p>参加者からは、「話を聞いてもらえて、気持ちがすっきりした」、「認知症本人と参加できるので、参加しやすい」など、多くの好評の声をいただいている。引き続き、継続した開催に向け、取り組んでいく。</p>
議長	報告(1)について意見、質問はあるか。
新泉委員	高齢者虐待の困難事例について各区の件数に差があるようだが、地域性等理由はあるか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	96ページからの一覧表権利擁護業務の困難事例については対応の延べ件数となっており、特定の困難事例について一時的に相談対応回数が多くなった場合には、当該案件の対応に一定の区切りが着くまでは、対応回数は多くなる傾向にある。
江口委員	個人の見解であるが、高齢者虐待の問題に地域性は無く、各区に常に存在している。各センターにおいて人員は限られているため、ケアプランの作成等他の業務がひっ迫してしまうと、高齢者虐待の業務に対応する余力が無くなってしまう。高齢者虐待は早期に関わらないと問題が深刻化してしまうため、先の介護業界の人材不足に関する議論と重複するが、各センターにおいて人的な余力が無くならないような運営が求められている。
報告(2) 令和6年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	107ページに記載の「1. 評価の目的等」については、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理

	<p>由で特定の事業所に偏らないようにするよう、公正・中立性の確保が必要と定めている。</p> <p>「2. 対象サービス種類」については、この公正・中立性の評価は、本市においては対象サービスを「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査においては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出している。</p> <p>「3. 評価方法」について、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類（「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」）のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしている。</p> <p>判定基準については、108ページのとおり、本市においては運営協議会で協議のうえ占有率を50%と決定しており、この判定基準を超過している地域包括支援センターの有無で評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としている。</p> <p>「4. ヒアリングおよび指導の実施」については、判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、理由を文書にて提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしている。</p> <p>以上が、公正・中立性の評価の仕組みである。</p> <p>109ページ・110ページは、今回の調査結果の一覧表である。対象月を令和6年7月分のサービス提供分とし、109ページが介護予防訪問介護分、110ページが介護予防通所介護分となっている。占有率については、各ページの一番右側に記載をしているとおり、両方の対象サービスにおいて、50%を超えているセンターはなかったことから、各センターにおいて公正・中立性が確保されているという結果であった。</p>
議長	報告（2）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）

報告（3）常勤換算方法実施に伴う地域包括支援センター職員の勤務要件等の取扱いについて	
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>先日書面にて開催した、第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会にて承認いただいた、常勤換算方法による職員配置に関する勤務要件について、追加にて取り扱いを定めるものである。</p> <p>主な説明内容としては2点。</p> <p>1点目、育児介護との両立支援のための常勤要件の取扱いについて、令和3年度の介護報酬改定により、医療報酬や介護報酬における人員配置基準では、2つの取扱いが認められた。1つ目が、育児介護休業中の職員については例外的に週30時間の勤務で常勤と取り扱うこと、2つ目が育児介護休業中の職員の代替として複数の非常勤職員により常勤換算とすることである。本市の地域包括支援センターにおいても、令和7年度より常勤換算方法による職員配置を実施することに伴い、育児介護と仕事との両立支援のため、113ページ記載の2点のとおり、常勤の基準の例外的取扱いを認めるものである。</p> <p>2点目、常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱いについて、114ページ下段枠内に記載している、平成14年に厚生労働省から発出された通知によると、常勤換算方法により算定される職員の休暇については、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めないとされている。一方で昨今の介護人材不足を鑑みると、労働時間の短縮や休暇制度の充実、福利厚生の拡充などを行い、働きやすい環境を整え職員の定着促進を目指していく必要がある。そのため、本市の地域包括支援センターにおいては、非常勤職員についても常勤職員と同様に有給休暇及び出張の時間は勤務延時間に含めるものである。なお、市独自の取扱いをすることについては、埼玉県を通じて国へ確認したところ、国の通知の取り扱いを必ずしも地域包括支援センターへ適用する必要はなく、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえたうえで市町村独自の基準を設けて構わない、との見解を得ている。</p>
議長	報告（3）について意見、質問はあるか。
各委員	(意見・質問なし)

報告（４）ケアマネジャーの処遇改善・負担軽減について	
事務局 (介護保険課)	<p>117ページ「1 本市の概況」において本市の介護サービスの利用状況、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに従事しているケアマネジャー、職員数について一覧表にしている。高齢者人口が増えているものの、ケアマネジャーの人数は増加していないため、ケアマネジャー1人あたりの負担は増加しているものと認識している。</p> <p>「2 国の動向」としては、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会において中間整理がされ、①専門性を生かして、事務作業を分担するなどしてケアマネジメント業務に注力するための負担軽減、②潜在的な人員も含めた、人材確保・定着に向けた取組、③法定研修の時間数等見直しによる負担軽減等が位置付けられた。また、財政制度等審議会・税制制度分科会において、令和9年の制度改正向けた議論がされており、その中でケアマネジメントへの利用者負担の導入や、要介護1・2の方への生活援助サービスの地域支援事業への移行等の議論がされている。</p> <p>これらを踏まえて、本市の「3 今後の方向性」であるが、今後も国へ対しケアマネジャーの処遇改善、負担軽減について要望を実施し、関係機関等の意見を適時伺いながら、可能な取組について検討していく。</p>
齧島委員	<p>現在、市の具体的な取組は無いものと認識した。意見をだれに聴取していくのか。また、他自治体等の先進的な取組を参考として、具体的な取組を今後提示してほしい。</p>
多田委員	<p>確認であるが、市としてケアマネジャーの処遇改善に関して具体的な取組は無いということか。</p>
事務局 (介護保険課)	<p>本市としては、現在ケアマネジャーに対する具体的な給付等の取組は無い状況である。</p>
多田委員	<p>ケアマネジャーの処遇改善に関して、本協議会ではなく、例えば担当者による別の会議体を設けて協議することは可能か。</p>
事務局 (介護保険課)	<p>関係団体等から意見聴取することは大事だと認識しているが、別途会議体を設置することは考えていない。</p>
議長	<p>本協議会において全て議論することは、判断が難しい部分もあるため、本協議会で議論された内容については、市内部でも共有いただきたい。</p>

議長	事務局より追加報告事項があるため、報告願う。
事務局 (いきいき長寿推進課)	<p>当日配布資料について、2点説明する。</p> <p>1点目、「さいたま市地域包括支援センター（桜区北部圏域）の受託法人変更について」、現在、社会福祉法人 浦和の里との業務委託契約により地域包括支援センター彩寿苑を設置・運営しているところであるが、当法人より急遽、令和7年度中に受託を辞退したい旨の申し出があった。そのため、現在、当該圏域において、センターを設置・運営いただける法人を、新たに公募により募集している。本市では地域包括支援センターの新設等の場合、公募型プロポーザル方式により、受託法人を決定している。公募型プロポーザル方式の場合は、一般的な競争入札とは異なり、応募法人の概要や業務実績、応募法人からの業務内容についてのプレゼンテーションを受け、選定委員会にて審査及び採点を行い、最も高い評価点を獲得した信頼のおける法人を受託候補者として決定する。令和7年4月下旬に新規法人と契約を行い、現行法人との引継ぎ期間を設けた上で、現時点では令和7年6月1日に新センターの開設を予定している。</p> <p>2点目、「地域包括支援センター配置職員数について」、多田委員より事前に資料要求の要望があったため、地域包括支援センター職員の欠員状況について事務局で把握している情報を報告するものである。</p>
議長	以上で本日の議事と報告については終了する。
5. 閉会	